



役員や使用人への食事の支給
課税か否か?! 在宅勤務者はどうする?

食事を支給した時の課税関係



役員や使用人に対して支給する食事は、一定の要件を満たしていれば課税されません。そのため、要件を満たす条件を整え、社員食堂や弁当といった食事の提供を行う企業は多いと思います。このところ、新型コロナ感染防止の観点から、社員食堂を縮小し、それに代わって食券の配付や弁当の支給を行うケースも増えてきているようです。また、在宅勤務者を対象として支給するケースもあり、課税の判断に迷うこともあるのではないでしょうか。

食事支給に関する基本的な考え方をマスターしましょう。

1 課税されない食事 2つの要件を満たす!!

役員や使用人（以下「使用人等」という。）に支給する食事が課税されないためには、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- ① 使用人等が食事の価額の半分以上を負担していること。
- ② 食事の価額から使用人等が負担している金額を差し引いた金額が、1か月あたり3,500円^{*}以下であること。



食事の価額 – 使用人等が負担している金額 \leq 3,500円

*3,500円以下であるかどうかの判定は消費税を除いた金額で行いますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

【例1】1か月あたりの食事の価額5,000円、使用人等の負担している金額が3,000円のケース

$$\begin{aligned} 5,000\text{円} \times 1/2 &= 2,500\text{円} \quad \text{①の条件○} \\ 5,000\text{円} - 3,000\text{円} &= 2,000\text{円} \quad \text{②の条件○} \end{aligned} \rightarrow \text{課税されない}$$

【例2】1か月あたりの食事の価額5,000円、使用人等の負担している金額が2,000円のケース

$$\begin{aligned} 5,000\text{円} \times 1/2 &= 2,500\text{円} \quad \text{①の条件X} \\ 5,000\text{円} - 2,000\text{円} &= 3,000\text{円} \quad \text{②の条件○} \end{aligned} \rightarrow \text{課税される}$$

①の条件を満たしていないため、食事の価額と使用人等が負担している金額の差額が、給与として課税されます。

$$5,000\text{円} - 2,000\text{円} = 3,000\text{円} \leftarrow \text{給与として課税}$$

2 食事の価額とは

所得税
基本通達
36-38

使用者が役員又は使用人に対し支給する食事については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額により評価する。(昭50直法6-4、直所3-8改正)
 (1) 使用者が調理して支給する食事 その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額
 (2) 使用者が購入して支給する食事 その食事の購入価額に相当する金額



経済的利益の価額は、その支給時の価額(時価)により評価するのが原則ですから、自社施設である社員食堂などにおいて調理して支給する食事についても、材料等に要する直接費だけでなく水道光熱費や人件費等の間接費を含めて評価すべきですが、その評価は実務においては極めて困難です。そのため、比較的容易に計算ができるように、その食事の材料等に要する直接費相当額により評価することとし、飲食店等から取り寄せて支給する食事については、その購入価額が時価そのものですから、購入価額により評価する趣旨であると考えられます。

使用者が調理するか購入するかの判定に当たっては、単に社員食堂という場所を指すのではなく、自ら材料の調達及び管理を行うものかどうかなど総合的に判断します。たとえ社員食堂で食事の支給を行っていたとしても、給食業者等に丸投げし、材料費の内訳も在庫も把握していないような場合は「使用者が購入して支給する食事」として取り扱います。

3 在宅勤務者に対する食事の支給 ケーススタディ

当社は、従業員が在宅勤務を行う日には、次の①～④までの条件を満たす食券(電子的なものを含む)を支給することにしました。

- ① 食券は、在宅勤務を行う日のみ、当社が契約した特定の飲食店で利用可能。
(店内飲食及びテイクアウトいずれでも可だが、酒類や飲食料品以外の利用は不可。)
- ② 食券は従業員本人の食事代のみに利用可能。家族の利用や他人への譲渡は不可。
- ③ 食券の利用は月5,000円、1回に使える上限として2,500円まで。
また、実際に要した代金が食券の額面に満たない場合でも釣銭は受け取れない。
(仮に100円×50枚の食券をもらったと仮定して、1回2,450円の食事でも50円のおつりは出ません)
- ④ 食券の未使用分は翌月以降に繰り越せるが、利用期限は交付日から1年とする。

また、従業員が出勤する日は、契約業者から購入する弁当をその従業員に支給することにしました。なお、従業員に対して食券及び弁当を支給した場合には、従業員はそれぞれの価額の半額を当社に支払うこととします。従業員Aに支給した次の食券及び弁当は課税されますか?

	食券・弁当の価額	従業員Aの支払額
食券(在宅勤務日)	5,000円	2,500円
弁当(出勤日)	2,500円	1,250円

【答え】

このケースでは、食券の額面金額及び弁当の価額の半額以上を徴収しています。また、会社の実際の負担額は消費税等を8%と仮定して計算した場合、消費税等を除いた負担額は月額3,470円となり、3,500円を超えていないため、①で説明した2つの要件を満たします。

$$\text{会社負担額} = (\text{食券}5,000\text{円} + \text{弁当}2,500\text{円} - (\text{従業員の支払額}2,500\text{円} + 1,250\text{円})) \times 100/108 \\ = 3,472.222\cdots \rightarrow (10円未満切り捨て) \rightarrow 3,470\text{円}$$

※消費税額を8%と仮定

①～④の条件が満たされれば、食券の支給は食事そのものの支給と同視することができると考えられ、このケースでは従業員Aに対する給与として課税する必要はありません。

国税庁ホームページ「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ (源泉所得税関係)」問9より
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>